

# 気軽にゼミナール

## 10月1日から消費税軽減税率制度

税理士法人 土屋会計事務所 代表社員・税理士 土屋 進

いよいよ、今年10月から消費税率が8%から10%に引き上げられますが、①生活必需品である飲食料品（酒類・外食を除く）と②週2回以上発行で定期購読される新聞は、軽減税率制度により8%になります。

1. この軽減税率でわかりづらいのは同じ飲食料品でも軽減税率の対象とならないものがあります。一例をあげると

### 【軽減税率対象品目8%】

◎ミネラルウォーター ◎特保食品、栄養ドリンク（オロナミンC）  
◎テイクアウト、持ち帰り、出前、宅配 ◎屋台で飲食設備がない（たこ焼き、たい焼き） ◎甘酒、ノンアルコールビール

### 【標準税率10%】

◎水道水 ◎市販の薬、ドリンク剤（リポビタンD） ◎店内飲食、フードコートでの飲食等 ◎屋台で飲食設備がある（テーブル、いす、カウンター等） ◎ビール、ワイン等のアルコール飲料、みりん、料理酒

以上の他にもありますが紙面の関係で省かせてもらいます。

2. 10月1日より税率の区分した領収書や請求書にする必要があります。H30. 10/1～H35. 9/30までは区分記載請求書等が実施されます。

### 【区分記載請求書等（領収書を含む）】

①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容対価の額 ④交付を受ける者の氏名又は名称 ⑤軽減税率の対象品目である旨 ⑥税率ごとに合計した対価の額（領収書・請求書）※食料品

### 【現行の請求書等】

①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容対価の額 ④交付を受ける者の氏名又は名称

10%税率対象合計 6,160円	10%税率対象合計 5,600円
	消費税 560円
8%税率対象合計 9,180円	8%税率対象合計 8,500円
	消費税 660円
15,340円	15,340円

※印は軽減税率対象商品

3. 特に飲食店、飲食料を販売する小売店では、軽減税率に対応した商品の価格表示が必要になってきます。

原則は総額表示 →11,000円（税込）

外税表示 →10,000円（税抜）

税抜価格と税込価格の併記→10,000円（税込11,000円）

◎同じ商品で税率が異なる場合は一例として

### 【飲食店等】

カレーライス600円 (589円)	店内飲食 (出前) カレーライス600円 (589円)
----------------------	--------------------------------

下段はテイクアウトの値段

のような価格表示で、購入者が価格判断ができるようになります。

### 4. 事務処理の変更

売上仕入を税率ごとに区分し、正しい経理処理が必要になります。飲食料品を販売するお店は、特にこの複数税率に対応したレジ、請求書の発行が必要不可欠になってきます

また一般企業でも会議用に購入する茶葉弁当、取引先への贈答品、定期購読の新聞は8%の軽減税率となりますので、区分記載された請求書・領収書を確認することが必要です。

### 5. 従業員教育

軽減税率導入により、現場では混乱が予想されます。特に飲食業、食料品を扱う小売業・卸売業・食品製造業に係る企業は、商品の税率把握、店頭商品の税率表示、レジ対応、仕入の際の税率の把握、区分記載請求書等の対応のついて事前に準備し、これを機会に社内体制もしっかり整えましょう

平成35年10月1日からは、適格請求書等（インボイス）が導入されます。これがないと消費税の計算する際、仕入先等へ払った消費税を預かった消費税から控除することができなくなります。

これには適格請求書発行事業者の登録が必要です。

とりあえず、今年10月1日からの軽減税率制度への対応の準備を今からお願いします。

※同封の商工会議所発行「中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策」小冊子参照。